


所管部課		総務部 職員課		部長	阿部 晴彦			
件名		東大和市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則について			区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則							
	部課機関							
<p>1. 要旨</p> <p>1) 改正の要旨 文言整理及び、令和2年4月から始まる会計年度任用職員制度に伴い、会計年度任用職員の条件付採用期間の延長について規定するため、改正を行うものである。</p> <p>2) 主な改正内容 ・「条件付採用」を「条件付採用」に改める。 ・会計年度任用職員の条件付採用期間の延長について、条件付採用期間の1月の間に、実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、任期までの間、15日に達するまで条件付採用期間を延長する。</p> <p>3) 施行日等 令和2年4月1日</p> <p>4) 影響及び効果 制度の趣旨に沿った対応が図られる。</p>								
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済</p>								
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>								
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>								
<p>5. 審議結果</p>								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。